

旧遺失物法（明治三十二年三月二十四日法律第八十七号）

第十条 船車建築物其ノ他ノ施設ノ占有者ノ為之ヲ管守スル者其ノ管守スル場所ニ於テ他人ノ物件ヲ拾得シタルトキハ速ニ其ノ物件ヲ占有者ニ差出スベシ此ノ場合ニ於テハ占有者ヲ以テ拾得者ト看做シ本法及**民法第二百四十条**ノ規定ヲ適用ス

遺失物法（平成十八年六月十五日法律第七十三号）

（公告等）

第七条 警察署長は、提出を受けた物件の遺失者を知ることができず、又はその所在を知ることができないときは、次に掲げる事項を公告しなければならない。

- 一 物件の種類及び特徴
- 二 物件の拾得の日時及び場所

2 前項の規定による公告（以下この節において単に「公告」という。）は、同項各号に掲げる事項を当該警察署の掲示場に掲示してする。

3 警察署長は、第一項各号に掲げる事項を記載した書面を当該警察署に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

4 警察署長は、公告をした後においても、物件の遺失者が判明した場合を除き、公告の日から**三箇月間**（埋蔵物にあっては、六箇月間）は、前二項に定める措置を継続しなければならない。

5 警察署長は、提出を受けた物件が公告をする前に刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百十一号）の規定により押収されたときは、第一項の規定にかかわらず、公告をしないことができる。この場合において、警察署長は、当該物件の還付を受けたときは、公告をしなければならない。

（都道府県への所有権の帰属等）

第三十七条 物件（第三十五条第二号から第五号までに掲げる文書、図画又は電磁的記録に該当する物件を除く。）について、すべての遺失者がその有する権利を放棄した場合又は第七条第一項（第十八条において準用する場合を含む。）の規定による**公告をした後三箇月以内**（埋蔵物にあっては、六箇月以内。次項において同じ。）に遺失者が判明しない場合において、**民法第二百四十条**若しくは第二百四十一条の規定又は第三十二条第一項の規定により所有権を取得する者がいないとき（その者のすべてが前条の規定によりその所有権を失ったときを含む。）は、当該物件の所有権は、次の各号に掲げる当該物件を保管する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者に帰属する。

- 一 警察署長 当該警察署の属する都道府県（第三十五条第一号に掲げる物に該当する物件にあっては、国）
- 二 特例施設占有者 当該特例施設占有者

民法（明治二十九年四月二十七日法律第八十九号）

改正前

（遺失物の拾得）

第二百四十条 遺失物は、遺失物法（明治三十二年法律第八十七号）の定めるところに従い公告をした後六箇月以内にその所有者が判明しないときは、これを拾得した者がその所有権を取得する。

改正後

（遺失物の拾得）

第二百四十条 遺失物は、遺失物法（平成十八年法律第七十三号）の定めるところに従い公告をした後三箇月以内にその所有者が判明しないときは、これを拾得した者がその所有権を取得する。

道路法（昭和二十七年六月十日法律第百八十号）

（違法放置物件に対する措置）

第四十四条の二

（中略）

8 第三項の規定による公示の日から起算して六月を経過してもなお第二項の規定により保管した違法放置物件（第四項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該違法放置物件の所有権は、当該違法放置物件を保管する道路管理者に帰属する。

道路法については、経過期間の短縮に係る改正はありませんが、「改訂4版 道路法解説（編著 道路法令研究会：2007年7月25日発行）」において、「所有権移転の時期を公示後6箇月としたのは、遺失物法等他の法令との均衡を図ったものである」との記載があります。